



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん

ワンクリック請求の二次被害



島根県観光キャラクター
しまねっこ
島観連許諾第6371号



R2 作：柏屋ココ

ワンクリック詐欺の救済をうたう事業者に注意！二次被害の可能性が。困ったら信用できる人か公的な相談機関を利用しよう。



ワンクリック請求を受けた人は、動揺して一刻も早く相談したいとインターネットで検索し、自力救済を試みます。検索の結果、最上段に表示されたところが実績のある相談先だと思いき、わらをもつかむ思いで閲覧します。そんな冷静になれない時に「ワンクリック請求」「被害回復」「相談無料」「24時間相談可能」などと書かれていたらつい連絡してしまうのかもしれない。

しかし検索結果の最上段に表示されたところが良い事業者とは限りません。検索した単語に関連する広告が上位に表示される「検索連動型広告」が悪用される場合もあり、検索順位はあてになりません。

報酬を得て請求を止めたり、返金の交渉をすることは法律上、弁護士に限られています。探偵業者等がこのようなことを行くと罰則があります。

支払う必要のない架空請求を差し止めるなどと言ってお金を請求してくる事業者には十分注意し、連絡を取った後でも断り、以後関わりを持たないようにしましょう。

消費生活に関するご相談は 泣き寝入りはい や や

消費者ホットライン 局番なしの **188**

お近くの消費生活センター等につながります。

メール相談受付中

メールによる消費生活相談を受け付けています。詳細は島根県消費者センターホームページをご覧ください。

島根県消費者センター 検索 消費生活に関する情報も発信しています！

ホームページ QRコード

